

## 田辺市消防団活性化推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 田辺市消防団活性化計画に基づき、魅力ある消防団づくりのための方策を検討し今後の消防団運営への提案を行うとともに、各支団の団員間の交流を図ることを目的として田辺市消防団活性化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 消防団員の確保に関する事。
- (2) 消防団員の処遇に関する事。
- (3) 消防団の施設・装備に関する事。
- (4) 訓練・教養に関する事。
- (5) 地域との連携に関する事
- (6) 消防団の運営に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、各支団から選出された委員をもって組織する。

2 委員の定数は分団数とする。ただし、団長が認めた場合は、このかぎりではない。

3 委員は、次に掲げるいずれかに該当する者のうちから支団長の推薦に基づき消防団長が任命する。

- (1) 年齢が40歳未満の班長又は団員
- (2) 消防団歴が10年未満の班長又は団員
- (3) 団長が必要と認めた者

4 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議の招集)

第5条 会議は必要に応じ委員長が召集し、議長として会議の進行にあたる。

### (団長の報告)

第6条 委員会は検討結果について、団長へ意見を提案する。

2 団長は委員会からの提案があれば、団本部会議において検討し、結果を委員会へ報告する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を消防総務課消防団係に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の会議は、団長が召集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の会議は、団長が召集する。